
西いぶり広域連合
新中間処理施設整備・運営事業
建設工事請負契約書
(案)

令和 2 年 2 月
(令和 2 年 5 月修正)

西いぶり広域連合

西いぶり広域連合新中間処理施設建設工事請負契約書

- 1 工 事 名 西いぶり広域連合新中間処理施設建設工事
- 2 工 事 場 所 室蘭市石川町22番2、伊達市南黄金町20番5
- 3 工 期 本建設工事請負契約（以下に定義する。以下同じ。）の本契約としての成立日から令和6年9月30日まで
- 4 契約金額 金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の金額 円）
ただし、以下に定める約款（以下「**本約款**」という。）の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。
- 5 契約保証金 本約款第4条に規定するとおりとする。
- 6 契 約 条 件 本約款のとおり

西いぶり広域連合新中間処理施設整備・運営事業（以下「**本事業**」という。）に関して、発注者が受注者その他の者との間で締結した令和[]年[]月[]日付け西いぶり広域連合新中間処理施設整備・運営事業基本契約書（以下「**基本契約**」という。）第7条第1項の規定に従い、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、西いぶり広域連合契約に関する規則及び本約款の定める契約条項によって、本事業の事業契約の一部として公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本建設工事請負契約は仮契約であって、議会の議決に付すべき西いぶり広域連合の契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成12年条例第28号。その後の改正を含む。）の規定による西いぶり広域連合議会の議決を得たときに、本契約となるものとし、この仮契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号。その後の改正を含む。）第234条第5項の契約書とみなすものとする。

ただし、西いぶり広域連合議会の議決を得られないときには、この仮契約書は無効とし、発注者は受注者に対して損害賠償の責は負わないものとする。

本建設工事請負契約の締結を証するため、本書の原本2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者	北海道室蘭市石川町22番2 西いぶり広域連合長 青山 剛	印
-----	------------------------------------	---

受注者	所在地 商号又は名称 代表者氏名	印
-----	------------------------	---

西いぶり広域連合新中間処理施設建設工事請負契約書 約款

目 次

第1条	(総則)	1
第2条	(関連工事の調整)	2
第3条	(契約代金内訳書及び工程表)	2
第3条の2	(本設計)	3
第4条	(契約の保証)	3
第5条	(権利義務の譲渡等)	4
第5条の2	(著作権の譲渡等)	4
第6条	(一括委任又は一括下請負の禁止)	5
第7条	(下請負人等の通知)	5
第8条	(特許権等の使用)	5
第9条	(監督員)	5
第10条	(現場代理人及び主任技術者等)	6
第10条の2	(管理技術者)	6
第10条の3	(照査技術者)	7
第10条の4	(土地への立入り)	7
第10条の5	(事前調査)	7
第10条の6	(許認可及び届出等)	7
第11条	(履行報告)	7
第11条の2	(業務実施状況のモニタリング)	8
第12条	(工事関係者に関する措置請求)	8
第13条	(工事材料の品質及び検査等)	8
第14条	(監督員の立会い及び工事記録の整備等)	8
第15条	(支給材料、貸与品及び発生品)	9
第16条	(工事用地の確保等)	10
第17条	(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)	10
第18条	(条件変更等)	10
第19条	(設計変更)	11
第20条	(工事の中止)	12
第21条	(著しく短い履行期間の禁止)	13
第22条	(受注者の請求による履行期間の延長)	13
第23条	(発注者の請求による履行期間の短縮等)	13
第24条	(履行期間の変更方法)	13
第25条	(契約金額の変更方法)	13
第26条	(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)	14
第27条	(臨機の措置)	14
第28条	(一般的損害)	15
第29条	(第三者に及ぼした損害)	15
第30条	(不可抗力による損害)	15
第30条の2	(法令の変更)	16
第31条	(契約金額の変更に代える実施設計図書等の変更)	16
第32条	(検査及び引渡し)	17

第32条の2	(教育及び訓練)	17
第33条	(契約代金の支払い)	17
第34条	(部分使用)	18
第35条	(前払金及び中間前払金)	18
第36条	(保証契約の変更)	19
第37条	(前払金の使用)	19
第38条	(部分払)	20
第39条	(部分引渡し)	21
第40条	(債務負担行為に係る契約の特則)	21
第41条	(第三者による代理受領)	21
第42条	(前払金等の不払に対する受注者の工事中止)	22
第43条	(契約不適合責任)	22
第43条の2	(性能保証責任)	22
第44条	(発注者の任意解除権)	23
第45条	(発注者の催告による解除権)	23
第46条	(発注者の催告によらない解除権)	23
第47条	(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	24
第47条の2	(談合その他不正行為による解除)	24
第48条	(公共工事履行保証証券による保証の請求)	24
第49条	(受注者の催告による解除権)	25
第50条	(受注者の催告によらない解除権)	25
第51条	(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	25
第52条	(不可抗力又は法令変更による解除)	25
第53条	(解除に伴う措置)	26
第53条の2	(相殺)	27
第53条の3	(本工事等の完成前における建設共同企業体の解散に対する措置)	27
第54条	(発注者の損害賠償請求等)	27
第55条	(受注者の損害賠償請求等)	28
第56条	(契約不適合責任期間等)	28
第57条	(火災保険等)	29
第58条	(あっせん及び調停)	29
第59条	(仲裁)	29
第60条	(情報通信の技術を利用する方法)	29
第61条	(秘密保持)	29
第62条	(個人情報保護)	30
第63条	(法令等の遵守)	31
第64条	(補則)	31

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、本事業に関して、本約款に基づき、第3項第2号から第4号に規定する書類及び図面に従い、日本国の法令を遵守し、**本建設工事請負契約**（第3項各号に規定する書類及び図面と一体となる設計・施工一括型工事に係る建設工事請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 本建設工事請負契約で用いる用語は、本建設工事請負契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、西いぶり広域連合新中間処理施設整備・運営事業入札説明書（以下「**入札説明書**」という。）に定義された意味又は次の各号に掲げる意味を有するものとする。

- (1) 「**提案書**」とは、入札説明書に従い受注者が作成し発注者に提出した令和[]年[]月[]日付け入札提出書類（その後の変更を含む。）をいう。
- (2) 「**実施設計図書**」とは、本設計に関して作成され、第3条の2第2項第1号の規定に従って発注者の承諾が得られた書類及び図面その他の図書（第19条の規定に従って変更された場合には、当該変更されたもの）をいう。
- (3) 「**要求水準書等**」とは、本入札に係る入札公告に際して発注者が公表した要求水準書、入札説明書及び質問回答書を総称していう。
- (4) 「**設計図書**」とは、要求水準書等及び実施設計図書をいう。
- (5) 「**不可抗力**」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災その他の自然災害、又は騒乱、暴動その他人為的な現象のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、発注者及び受注者のいずれの責めに帰すことのできないものをいう。
- (6) 「**法令変更**」とは、法律、政令、規則又は条例その他これに類するものの変更をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドライン又は公的な解釈等の変更を含む。
- (7) 「**本設計**」とは、本建設工事請負契約及び要求水準書等に定める設計に関する業務（第3条の2第2項第1号の規定に基づき発注者の確認を得た後に行う変更等が必要となる一切の作業を含む。）をいう。
- (8) 「**本工事**」とは、本建設工事請負契約及び要求水準書等に定める建設に関する業務（西いぶり広域連合新中間処理施設及びその他本工事の目的物（以下「**工事目的物**」という。）を完成させるために必要となる一切の作業を含む。）をいう。
- (9) 「**本工事等**」とは、本設計及び本工事を総称して又は個別にいう。
- (10) 「**本入札**」とは、本事業に係る入札をいう。

3 次の各号に定める書類及び図面は、本建設工事請負契約を構成するものとする。また、基本契約及び次の各号に掲げる書類及び図面の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、本約款、質問回答書、要求水準書、入札説明書、実施設計図書、提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、提案書に示された水準が要求水準書等に示された水準を上回る場合は、提案書の記載を優先するものとする。

- (1) 本約款
- (2) 要求水準書等
- (3) 実施設計図書
- (4) 提案書

4 受注者は、本工事等を表記の工期（以下「**履行期間**」という。）内に完成した上で、実施設計図書及び工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

5 発注者は、その意図する実施設計図書及び工事目的物を完成させるため、本工事等に関する指示を受注者又は受注者の現場代理人に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の現場代理人は、当該指示に従い本工事等を行わなければならない。

6 受注者は、本約款若しくは要求水準書等に特別の定めがある場合又は前項の規定による指示若

しくは別途発注者と受注者とで協議がなされた場合を除き、本設計を完成するために必要な一切の手段及び工事目的物を完成させるために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

- 7 受注者は、本建設工事請負契約に基づく発注者と受注者との協議が整わないことを理由として本工事等の遂行を拒んではならない。
- 8 受注者は、履行期間中に、運営事業者が行う運営・維持管理業務開始の準備に協力するものとする。
- 9 本約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 10 本建設工事請負契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 11 本約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 12 本建設工事請負契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号。その後の改正を含む。）に定めるものとする。
- 13 本約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。）及び商法（明治32年法律第48号。その後の改正を含む。）の定めるところによるものとする。
- 14 本建設工事請負契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 15 本建設工事請負契約に係る訴訟については、第一審の専属的合意管轄裁判所を札幌地方裁判所とする。
- 16 受注者が特定建設工事共同企業体（以下「**建設共同企業体**」という。）を組成している場合においては、発注者は、本建設工事請負契約に基づくすべての行為を建設共同企業体の受注者の代表構成員（以下「**代表構成員**」という。）に対して行うものとし、発注者が当該代表構成員に対して行った本建設工事請負契約に基づくすべての行為は、当該建設共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行う本建設工事請負契約に基づくすべての行為について当該代表構成員を通じて行わなければならない、代表構成員を通じて行われない受注者による行為は無効とする。
- 17 受注者が建設共同企業体を組成している場合、受注者の各構成員は本工事等を共同連帯して請け負うものとし、受注者の発注者に対する損害賠償義務、違約金支払義務その他本建設工事請負契約に基づく義務の履行について連帯してその責に任ずる。また、建設共同企業体が解散した場合も、受注者の各構成員は連帯して本建設工事請負契約において受注者が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。

（関連工事の調整）

第2条 発注者は、本工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、当該調整の結果に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（契約代金内訳書及び工程表）

第3条 受注者は、本建設工事請負契約の本契約としての成立後、直ちに、要求水準書等及び提案書に基づいて、契約代金内訳書（以下「**内訳書**」という。）並びに本設計の工程及び本工事の工程の概略を示した全体工程表（以下「**全体工程表**」という。）を作成し、発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。

- 2 受注者は、第3条の2第2項第1号の規定に従って実施設計図書について発注者の承諾が得られた後、直ちに、要求水準書等及び発注者による確認済みの実施設計図書に基づき本工事の工程

表及び内訳書を作成し、発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。

(本設計)

第3条の2 受注者は、本建設工事請負契約の本契約としての成立後、直ちに、本設計を開始するものとする。

2 受注者は、法令を遵守の上、次に掲げる規定に基づき本設計を実施するものとする。

(1) 受注者は、第3条第1項に規定する全体工程表において定められた実施設計図書の提出期限までに要求水準書等及び提案書に基づき、本工事の実施設計に係る書類図面を作成した上、発注者に提出しその承諾を受けるものとする。発注者は、当該書類図面が、要求水準書等及び提案書に適合していないと判断した場合、当該提出された書面及び図面の受領後、当該判断に合理的に必要な日数内に、受注者に対して、当該判断をした箇所及び理由を示した上、受注者の費用負担において、その修正を求めることができ、受注者はこれに従うものとし、その後も同様とする。かかる場合を除き、発注者は、当該書類及び図面の受領後相当の期間内において、受注者に対し、当該書類及び図面の内容を承諾した旨を通知する。

(2) 発注者は、前号の規定による承諾を理由として本工事等の全部又は一部について何ら責任を負担するものではなく、受注者は、前号の規定による発注者の承諾をもって、第42条及び第42条の2に規定する責任を免れることはできない。

3 受注者は、定期的に又は発注者の請求がある場合には随時、本設計の進捗状況に関して発注者に報告するとともに、必要があるときは、本設計の内容について発注者と協議するものとする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、本建設工事請負契約の本契約としての成立日までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第5号の規定による場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保として発注者が確実と認める有価証券の提供

(3) 本建設工事請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は委託者が確実と認める金融機関等の保証

(4) 本建設工事請負契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 本建設工事請負契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項に規定する保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「**保証の額**」という。）は、表記の契約金額（以下「**契約金額**」という。）の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に規定する保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に規定する保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 契約金額の変更があった場合は、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、本建設工事請負契約に基づき生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、実施設計図書(未完成の実実施設計図書及び本設計を行う上で得られた記録等を含む。以下次条において同じ。)、工事目的物及び工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなお本建設工事請負契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の契約代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、契約代金債権の譲渡により得た資金を本建設工事請負契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(著作権の譲渡等)

第5条の2 発注者が本入札に関して又は本建設工事請負契約に基づいて受注者に対して提供した情報、書類及び図面等に関する著作権(発注者に権利が帰属しないものを除く。)は、発注者に帰属する。実施設計図書及び工事目的物に係る著作権者の権利の帰属は、著作権法(昭和45年法律第48号。その後の改正を含む。)の定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、実施設計図書及び工事目的物が著作物に該当するか否かにかかわらず、実施設計図書及び工事目的物を、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用に係る権利及び権限は、本建設工事請負契約の終了後も存続するものとする。受注者は、実施設計図書及び工事目的物につき、次の各号に掲げる発注者の利用が可能となるよう必要な措置を講じなければならない。かつ、自ら又は著作権者(発注者を除く。)をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 著作権名を表示することなく実施設計図書の全部若しくは一部又は工事目的物の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
 - (2) 実施設計図書又は工事目的物を他人に閲覧、複写、又は譲渡すること。
 - (3) 工事目的物の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で発注者又は発注者が委託する第三者をして実施設計図書について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 工事目的物を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 工事目的物を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 3 受注者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為を行い、又は行わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 実施設計図書及び工事目的物の内容を公表すること。
 - (2) 工事目的物に受注者の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 実施設計図書を他人に閲覧、複写、又は譲渡すること。
- 4 受注者は、自ら又は著作権者をして、実施設計図書及び工事目的物に係る著作権者の権利につき第三者に対して譲渡その他処分をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、実施設計図書及び工事目的物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。受注者は、実施設計図書又は工事目的物が第三者の有する著作権を侵害

した場合、自らの責任及び費用負担により当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない。

- 6 発注者は、受注者が実施設計図書の作成に当って開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）を利用することができる。
- 7 受注者は、契約代金が本条に基づく実施設計図書及び工事目的物の利用権の付与その他の権限の発注者による取得の対価を含むものであることを確認する。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、本設計の全部若しくはその主たる部分又は発注者が要求水準書等において指定した部分若しくは他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の規定に違反することなく本設計の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が軽微と認める部分を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、この限りでない。

3 受注者は、第1項の規定に違反することなく本工事を第三者に委任し、又は請け負わせた場合において、当該第三者（当該再委任又は下請けが数次にわたって行われるときは、後次のすべての受注者又は請負人を含む。以下「**下請負人等**」という。）をして、本工事の全部又はその主たる部分を一括して他の第三者に委任し、又は請け負わせることのないようにしなければならない。

4 第2項及び前項の規定により業務を委任され、又は請け負った下請負人等その他の第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果を問わず受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

（下請負人等の通知）

第7条 受注者は、下請負人等の商号又は名称その他必要な事項を書面により発注者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「**特許権等**」という。）の対象となっている設計の施行方法、工事材料又は施工方法（以下「**施工方法等**」という。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施工方法等を指定した場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用又は発生した損害を負担しなければならない。

（監督員）

第9条 発注者は、受注者の工事の施工について、自己に代わって監督し、又は指示する監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、本約款の他の条項に定めるもの及び本約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、要求水準書等に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行について、受注者の現場代理人及び主任技術者等に対して指示し、若しくは承諾を与え、又は現場代理人と協議すること。
- (2) 発注者の意図する設計図書を完成させるため、受注者又は受注者の管理技術者に対し本設計に関する指示をすること。
- (3) 本約款及び要求水準書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対し承諾又は回

答すること。

- (4) 本設計に関する受注者又は受注者の管理技術者と協議すること。
 - (5) 本設計の進捗の確認、要求水準書等の記載内容と履行内容との照合又は監督を行うこと。
 - (6) 本工事に関する受注者又は受注者の現場代理人に対する指示又は承諾の付与、若しくは受注者又は受注者の現場代理人と協議すること。
 - (7) 本工事の施工のために必要な詳細図等を作成して交付し、又は受注者が作成する詳細図等に承諾を与えること。
 - (8) 本工事の工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）を行うこと。
 - (9) 本工事の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合又は監督を行うこと。
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項に規定する権限を分担させたときは、それぞれの監督員が分担する権限の内容を、監督員に本約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。分担を変更した場合も、同様とする。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。
- 5 本約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、本工事に関し、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、要求水準書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) 専任の**主任技術者**（建設業法（昭和24年法律第100号。その後の改正を含む。）第26条第2項の規定に該当する場合は、監理技術者証の交付を受けた監理技術者。以下同じ。）
 - (3) **専門技術者**（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、本建設工事請負契約の他の条項に定めるもののほか、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行う権限を有する。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないことができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限（契約代金の変更、契約代金の請求及び受領並びに本建設工事請負契約の解除に係るものを除く。）のうち現場代理人に委任した物があるときは、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（管理技術者）

第10条の2 受注者は、本設計に関し、技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更した場合も、同様とする。

- 2 管理技術者は、本建設工事請負契約に基づく受注者による本設計の履行に関し、管理及び統括を行うほか、本設計に係る契約金額の変更、請求及び受領並びに本設計に係る第22条の規定に基づく履行期間の延長請求を除き、本建設工事請負契約に基づく一切の権限のうち本設計に関するものを行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら

行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

第10条の3 受注者は、実施設計図書の内容の技術上の照査を行う者（以下「**照査技術者**」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも同様とする。

2 照査技術者は、前条に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(土地への立入り)

第10条の4 受注者が本設計を行う上で調査のために第三者が権限を有する土地に立ち入る場合において、当該土地につき権限を有する者の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者は、これに協力しなければならない。

(事前調査)

第10条の5 受注者は、自己の責任と費用負担において、発注者の事前の承諾を得た上、表記の工事場所に立入り、工事用地（第16条第1項に定義する。以下同じ。）について本工事等に必要な調査（地質調査その他の用地調査及び本件施設の建築準備調査等を含む。本条において「**受注者事前調査**」という。）を行うものとする。

2 受注者は、受注者事前調査の結果に基づき、本工事等を実施するものとする。受注者は、次項に規定する場合を除き、受注者事前調査又はその調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担するものとする。

3 受注者の事前調査により、工事用地について、発注者が本建設工事請負契約に従って本工事等を遂行することを妨げる瑕疵（地質障害、地中障害物等の瑕疵等を含むがこれらに限定されない。）が判明し、かつ、当該瑕疵が要求水準書等で規定されていなかった、又は要求水準書等で規定されていた事実と異なっていた場合、これに起因して受注者に生じる必要な追加費用及び損害の負担については、発注者と受注者が協議し、合理的な範囲で発注者が負担するものとする。ただし、要求水準書等に定める現地調査を受注者が十分に実施していない等、受注者の責により当該瑕疵が判明しなかった場合は、この限りでない。

(許認可及び届出等)

第10条の6 受注者は、第3項の規定による場合を除き、本工事等に関する本建設工事請負契約上の受注者の義務を履行して本工事等を遂行するために必要となる一切の許認可の取得及び届出の履践その他の手続を、自己の責任及び費用負担において完了するものとする。受注者は、発注者が請求したときには、直ちに許認可等に関する書類の写しを発注者に提出するものとする。

2 受注者が発注者に対して協力を求めた場合、発注者は、受注者による前項に規定する許認可の取得及び届出の履践等に必要な資料の提出等について協力するものとする。

3 発注者による本工事等に関する許認可の取得又は届出の履践その他の手続につき必要があり、受注者に対して協力を求めた場合、受注者は、発注者による許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出等について協力するものとする。

(履行報告)

第11条 受注者は、要求水準書等に定めるところにより、本建設工事請負契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(業務実施状況のモニタリング)

第11条の2 発注者は、随時本工事等の遂行状況等業務実施状況のモニタリングを行うことができるものとする。

- 2 発注者は、前項の規定に基づくモニタリングの結果、本建設工事請負契約に規定する事項が達成されていない、又は達成されないおそれがあることが判明したときは、受注者に対して、90日を超えない範囲で猶予期間を与えて、改善を要求することができる。
- 3 受注者は、発注者から改善の指示を受けた場合は、自らの責任と費用によって、改善を行わなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の規定に基づく改善を達成できないときには、再度改善の指示を行う。
- 5 前二項に基づき発注者が改善を指示したにもかかわらず、受注者がこれに従わず、又は実施できないと認められる場合は、第46条第1項第5号規定に該当する事由があるとみなす。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と見られるとき又は主任技術者、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請人等、労働者等で工事の施工若しくは管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対し、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、管理技術者、照査技術者、受注者の使用人、若しくは第6条第2項の規定により受注者から本設計を委任され若しくは請け負った者等で本設計若しくは管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対し、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前二項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対し、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない場合又は設計図書に定める品質が、工事目的物が要求水準書等に示す性能を満たすために十分な品質に満たない場合にあっては、工事目的物が要求水準書等に示す性能を満たすために十分な品質を有するものとする。

- 2 受注者は、実施設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を求められたときは、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該検査に合格したも

のを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前二項に規定するほか、要求水準書等において又は発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由がなく受注者の求めに応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、あらかじめ、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料、貸与品及び発生品)

第15条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具及び図面、並びに発注者が受注者に支給する工事材料及び貸与する建設機械器具、その他発注者が受注者に貸与し又は支給する本工事等に必要な物品（以下、発注者が受注者に支給するものを「**支給材料**」といい、発注者が受注者に貸与するものを「**貸与品**」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該確認の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書又は要求水準書等の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、直ちに、受領書又は借用書を発注者に提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し設計図書又は要求水準書等の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないと認めたときは、直ちに、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項の後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要であると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示して、当該支給品若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、引き渡しを受けた支給材料又は貸与品若しくは工事の施工に伴い生じた発生品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 9 受注者は、要求水準書等に定めるところにより、本工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者の故意又は過失により支給材料又は貸与品若しくは発生品が滅失し、若しくははき損し、又はその返還が不可能となったときは、受注者は、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書等に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他の要求水準書等において定められた本工事等の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が本工事等の施工上必要とする日（要求水準書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。
 - 3 本工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人等が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分、修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。
 - 6 受注者が工事用地等の維持保全につき費用（通常的必要費を含むが、これに限定されない。）を支出し、又は工事用地等の改良のための費用若しくはその他の有益費を支出しても、第10条の5第3項に規定する場合を除き、発注者は当該費用を受注者に対して負担しない。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

- 第17条 受注者は、本工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。
- 2 前項の場合において、受注者は、契約金額の増額又は履行期間の延長を請求することができないものとする。ただし、当該不適合が監督員の指示による場合その他発注者の責めに帰すべき理由による場合は、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
 - 3 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、本工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前項の規定によるほか、監督員は、本工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 5 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、本工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、

その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 要求水準書等（質問回答書を除く）及び要求水準書等に対する質問回答書の内容が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - (2) 要求水準書等に誤り又は脱漏があること
 - (3) 要求水準書等の表示が明確でないこと
 - (4) 本設計の施行上の制約等、要求水準書等に示された自然的若しくは人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること、又は工事用地の形状、地質、わき水等の状態、施工上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しないこと
 - (5) 要求水準書等に明示されていない施工条件又は施工条件について予測することのできない特別の状態が生じたこと
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに受注者の立会いの上、調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 監督員及び現場代理人は、前項の規定による調査の結果、第1項各号に掲げる事実を確認したときは、確認書を作成の上記名押印するものとする。
- 4 発注者は、第2項の調査の終了後、速やかに、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 5 発注者は、第2項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号の規定までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの	要求水準書等は発注者が行い、実施設計図書は、発注者が指示して受注者が行う。
(2) 第1項第4号又は第5号の規定に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの	要求水準書等は発注者が行い、実施設計図書は、発注者が指示して受注者が行う。
(3) 第1項第4号又は第5号の規定に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの	発注者と受注者とが協議の上、要求水準書等は発注者が行い、実施設計図書は、発注者が指示して受注者が行う。

- 6 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計変更）

第19条 発注者は、前条第5項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更（実施設計図書の変更を含む。以下、本条において同じ。）の内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。受注者は、当該請求を受領した日から14日以内に、当該設計変更の可否及び受注者による本工事等の実施に与える影響を検討した上、発注者に対してその結果（当該設計変更による履行期間の変更の有無及び当該設計変更の提案書の範囲の逸脱の有無についての検討結果を含む。）を通知するものとする。発注者は、当該設計変更が履行期間の変更を伴わず、かつ提案書の範囲を逸脱しない場合、かかる受注者の検討結果を踏まえて当該設計変更の可否を最終的に決定した上、合理的な期間内に、受注者に対して通知するものとし、受注者は、通知されたところに従い設計変更を行うものとする。

- 2 受注者は、履行期間の変更又は提案書の範囲を逸脱しない範囲で、設計変更の必要性及びそれが受注者による本工事等の実施に与える影響を検討し、かかる検討結果を発注者に対して通知し、かつ、発注者の事前の承諾を得た上で、設計変更を行うことができる。
- 3 前二項の規定に従って設計変更が行われた場合で、当該設計変更により発注者又は受注者に損害、損失又は費用（本工事等を遂行するに当たり受注者に生じた追加費用を含む。）が発生したときは、発注者及び受注者は、その負担について、次の各号に掲げるところに従うものとする。ただし、当該設計変更により本工事等に要する費用の減少が生じたときは、発注者は、受注者と協議した上、その意見を聴いて、契約金額の支払額を減額することができる。なお、第3号及び第4号の規定による場合、第30条又は第30条の2の規定は、適用されない。
- (1) 当該設計変更が発注者の責めに帰すべき事由による場合、発注者がこれを負担する。
 - (2) 当該設計変更が受注者の責めに帰すべき事由による場合、受注者がこれを負担する。
 - (3) 当該設計変更が不可抗力による事由に基づくものである場合、契約金額の100分の1に至るまでは、受注者の負担とし、それを超過した部分は、発注者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、発注者と受注者との協議によりこれを定めるものとする。
 - (4) 当該設計変更が法令変更に基づくものである場合、又は当該法令変更が本工事等に直接関係するものである場合（本工事等に直接関係する税制度の新設・変更を含む。）には、発注者がこれを負担するものとし、それ以外の法令変更に基づく場合は受注者が負担するものとし、その負担の方法については、発注者と受注者との協議によりこれを定めるものとする。
- 4 発注者が受注者に対して通知した設計変更又は受注者が行おうとする設計変更が、履行期間の変更を伴い、又は提案書の範囲を逸脱する場合、本建設工事請負契約の他の規定にかかわらず、発注者は、受注者との間において当該設計変更の可否、履行期間の変更の可否及び工程表の変更の可否について協議することができる。当該協議の結果、当該設計変更等を行うことが承諾されたときは、受注者は、その承諾されたところに従って設計変更を行うものとする。
- 5 前項の規定による協議においては、当該設計変更により発注者又は受注者に生ずる損害、損失又は費用（本工事等を遂行するにあたり受注者に生じた追加費用を含む。）の負担、及び支払の方法、並びに当該設計変更に起因する本工事等に要する費用の減少に伴う契約金額の減額についても合意することができる。ただし、発注者又は受注者において生ずる損害、損失又は費用（本工事等を遂行するにあたり受注者に生じた追加費用を含む。）の負担については、第3項第1号及び第2号の定めるところに従うものとする。
- 6 前二項にかかわらず、発注者が受注者に対して通知した設計変更又は受注者が行おうとする設計変更が、履行期間の変更を伴い、又は提案書の範囲を逸脱する場合で、それらの変更が不可抗力又は法令変更に基づくものであるとき、その費用負担については、発注者及び受注者は、第30条又は第30条の2の規定に従うものとする。

（工事の中止）

第20条 発注者による工事用地の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「**天災等**」という。）その他の不可抗力があつて、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本工事を施工できないと認められるときは、発注者は、本工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、本工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本工事の中止内容を受注者に通知し、本工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前二項の規定により本工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が本工事の続行に備え工事現場

を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本工事の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、この場合の受注者に生じた増加費用又は損害については、契約金額の100分の1に至るまでは、受注者の負担とし、それを超過した部分は、発注者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、発注者と受注者との協議によりこれを定めるものとする。

(著しく短い履行期間の禁止)

第21条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、本工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により本工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に本工事等を完了することができないときは、その理由を明示して、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延期が受注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要がある場合は、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、本約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、当該他の条項に定める履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、発注者の責めに帰すことができない事由に基づく場合は、この限りでない。

(履行期間の変更方法)

第24条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期限を変更する理由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が履行期限変更の請求を受けた日、前条にあっては受注者が履行期限変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約金額の変更方法)

第25条 契約金額の変更については、別段の規定のない限り発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期限を変更する理由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が履行期限変更の請求を受けた日、第23条の場合にあっては受注者が履行期限変更の請求を受け

た日) から7日以内に協議開始の日を通知しない場合、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 本約款の規定に別段の定めがない限り、本建設工事請負契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、本建設工事請負契約の本契約としての成立の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、**変動前残工事代金額**(契約金額から同項の規定による請求があった時点における出来形部分に対する契約金額相当額を控除した額をいう。以下同じ。)と**変動後残工事代金額**(変動後の賃金水準又は物価水準を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
- 3 前項の変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により契約金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、第1項中「本建設工事請負契約の本契約としての成立の日」とあるのは「直前の本条に基づく契約金額変更の基準とした日」と読み替るものとする。
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激な経済情勢の激変を生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。
- 7 第5項及び前項の場合において、契約金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、事故及び災害の防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を直ちに監督員に通知しなければならない。
- 3 監督員は、事故及び災害の防止その他本工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を講じることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者の責めに帰すべき事由により生じたもの及び受注者が通常予測し、対処できる

事由により生じたものについては、受注者が負担するものとし、それ以外の事由により臨機の措置を講じた場合の費用は、発注者が負担するものとする。ただし、不可抗力により臨機の措置を講じた場合には、第30条の規定に基づき発注者及び受注者が負担するものとする。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、実施設計図書、工事目的物、検査済持込工事材料、支給材料、貸与品又は発生品について生じた損害その他本工事等を行うにつき生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く）については、受注者の負担とする。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 本工事等に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第49条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、本建設工事請負契約及び要求水準書等に従った本工事等に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本工事等につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前二項の場合その他本工事等について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等で発注者と受注者双方の責めに帰すことができないもの（以下「**不可抗力**」という。）により、工事目的物又は仮設物、検査済持込材料、支給材料、貸与品、発生品又は建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに現場代理人の立会いの上、調査を行わなければならない。

3 監督員又は現場代理人は、前項の規定による調査の結果、その事実を確認したときは、確認書を作成の上記名押印するものとする。

4 受注者は、前項の規定によりその事実が確認されたときは、発注者に対し損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分（保険に付すべき場合においてこれを付していないときは、当該保険に付していたならばてん補されるべきであった部分）を除く。以下この条において同じ。）による費用の負担を求めることができる。

5 発注者は、前項の規定により受注者から損害の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物、検査済持込材料、支給材料、貸与品、発生品又は建設機械器具であつて検査、立会いその他受注者の本工事等に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「**損害合計額**」という。）が契約金額の100分の1に相当する額を超え、かつ、受注者が本工事等を遂行する場合に限り、損害額合計のうち契約金額の100分の1に相当する額を超える額を負担しなければならない。

6 前項の損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号の規定により、内訳書に

基づき算定するものとする。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を控除した額とする。

(2) 検査済持込材料、支給材料、貸与品又は発生品に関する損害

損害を受けた検査済持込材料、支給材料、貸与品又は発生品に相応する契約金額相当額とし、残存価値がある場合にはその評価額を控除した額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、本工事等で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における既済部分に相応する償却費の額を控除した額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 7 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第5項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を控除した額」と読み替えて同項を適用する。

(法令の変更)

第30条の2 法令の変更により、損害、損失若しくは増加費用が生じた場合、本建設工事請負契約若しくは要求水準書等に従って工事目的物の整備ができなくなった場合、その他本工事等の実施が不可能となったと認められる場合、又は、本建設工事請負契約若しくは要求水準書等に従って工事目的物の整備のために増加費用が必要な場合、受注者は発注者に対して、速やかにその旨を通知するものとし、発注者及び受注者は、本建設工事請負契約及び要求水準書等の変更並びに損害、損失及び増加費用の負担その他必要な事項について、協議するものとする。

- 2 法令変更が生じた日から14日以内に前項の規定による協議が整わない場合、発注者は受注者に対して、当該法令変更に対する対応を合理的な範囲で指示することができる。受注者は、当該指示に従い、本工事等を継続するものとする。この場合における損害、損失又は増加費用の負担は、当該法令変更が本工事等に直接関係するものである場合（本工事等に直接関係する税制度の新設・変更を含む。）には、発注者がこれを負担するものとし、それ以外の法令変更に基づく場合は、受注者の負担とする。

- 3 法令変更により、設計図書の変更が可能となり、かつ、当該変更によって契約金額の減額が可能な場合、発注者及び受注者は、協議により設計図書について必要な変更を行い、契約金額を減額するものとする。

(契約金額の変更に代える実施設計図書等の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条、前条又は第34条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用若しくは損害を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて提案書又は実施設計図書を受注者に変更させることができる。この場合において、提案書又は実施設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項に規定する契約金額の増額又は費用の負担すべき理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注

者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、本工事等を完了し、要求水準書等に従い、工事目的物に関し、予備性能試験を実施し、その結果を記載した予備性能試験成績書を要求水準書等の定めるところに従って作成して発注者に提出することにより引渡性能試験及び安定稼働試験の実施に問題がないことを報告した上で、その発注者による受理後に引渡性能試験及び安定稼働試験を実施する。かかる引渡性能試験及び安定稼働試験の実施要領は、要求水準書等に定めるとおりとし、その結果について要求水準書等の定めるところに従って発注者の立会い、確認等を受けた上で試験結果報告書等を提出することにより発注者に通知し、発注者の承諾を得なければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、本工事等の完成及び要求水準書等の定める完成図書の整備を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定する場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 受注者は、第2項の検査によって本工事等の完成が発注者によって確認され、承諾された場合、要求水準書等の定めるところに従い、当該工事目的物に関し、完成図書を提出の上、履行期間内に発注者に引渡さなければならない。
- 5 受注者は、本工事等が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を本工事等の完了とみなし、前四項の規定を適用する。
- 6 受注者は、本建設工事請負契約に基づき作成される実施設計図書その他の成果物について、予め民法第295条の規定に基づく留置権及び商法第521条の規定に基づく留置権、並びに民法第533条の規定に基づく同時履行の抗弁権を放棄する。

(教育及び訓練)

第32条の2 受注者は、要求水準書等に従い、運営事業者の従業者に対し、当該従業者が自ら本施設の運転、稼働及び運営を行えるよう必要な教育、訓練を行わなければならない。なお、教育、訓練に必要な費用（教育、訓練を受講する運営事業者の従業者の人件費を含む。）は、受注者が負担するものとする。

- 2 受注者は、本施設の運転管理マニュアルを作成し、運転指導開始の30日前までに発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、発注者からの指摘がある場合、当該指摘を踏まえて運転管理マニュアルの補足、修正又は変更を行うものとし、補足、修正又は変更を経た運転管理マニュアルにつき、改めて発注者の確認を受けなければならない。
- 4 受注者は、発注者に提出した運転管理マニュアルにつき、発注者がこれを運営事業者に提示し、写しを交付すること、及び運営事業者がこれを適宜改変することを承諾する。
- 5 運転管理マニュアルの記載事項等の詳細は、発注者と受注者及び運営事業者との協議により定める。

(契約代金の支払い)

第33条 受注者は、第32条第4項の引渡しを完了したときは、契約代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に契約代金を

支払わなければならない。

- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第32条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項に規定する期間（以下「**約定期間**」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、発注者は、請求を受けた日において契約代金を支払わなければならない。

（部分使用）

第34条 発注者は、第32条第4項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前払金及び中間前払金）

第35条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。その後の改正を含む。）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「**保証事業会社**」という。）と、履行期間の終了日（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「**保証契約**」という。）を締結し、その保証証書を発注者に提出して、契約金額の10分の4に相当する額の範囲内で契約金額の前払金を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の請求を受けたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、履行期間の終了日（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）を保証期限とするとする保証契約を締結し、その保証書を発注者に提出して、契約金額の10分の2に相当する範囲内で契約金額の中間前払金を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、前項の中間前払金を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払金にかかる認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は契約金額が著しく増額された場合において、その増額後の契約金額の10分の4に相当する額（第3項の中間前払金を受けているときは10分の6に相当する額）から前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。次項及び次条において同じ。）を控除した金額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。）を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、契約金額を減額した場合において、前払金額が減額後の契約金額の10分の5に相当する額（第3項の中間前払金を受けているときは10分の6に相当する額）を超えるとときは、その減額のあった日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者で協議して返還額を定めるものとする。ただし、契約金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期限内に超過金を返還しなかったときは、当該期間の満了の日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還額につき、契約日における財務省告示（政府契

約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める告示)で定められた率の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の遅延利息の支払を受注者に請求することができる。

- 9 契約会計年度について前払金を支払わない旨が要求水準書等に定められているときは、第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の請求をすることができない。
- 10 契約会計年度に翌年度の会計年度分の前払金を含めて支払う旨が要求水準書等に定められているときには、第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌年度の会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。
- 11 前年度の会計年度末における契約金額相当額が前年度の会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約金額相当額が前年度の会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 12 前年度の会計年度末における契約金額相当額が前年度の会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。
- 13 発注者は、第1項の規定により前払金を支払った後、設計図書の変更その他の理由により当該会計年度の出来高予定額(前年度の会計年度末における第38条第1項の契約代金相当額(以下本条及び第38条において「**契約代金相当額**」という。))が前年度の会計年度までの予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額が不適当と認められるに至ったときは、発注者の定めるところにより、前払金を追加払し、又は返還させることがある。
- 14 受注者は、前項の規定により、発注者が前払金の追加払を認めた場合は、前払金の追加払を請求することができる。
- 15 受注者は、発注者から第13項の規定による前払金の返還請求を受けたときは、当該契約変更の日から30日以内に返還しなければならない。
- 16 前項の場合において、受注者が返還期限までに前払金を返還しないときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政財務省告示(政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める告示)で定められた率の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 受注者は、前条第5項の規定により前払金額に追加して更に前払金を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、前条第6項の規定により契約金額を減額した場合において保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更をした場合には、発注者に代わり直ちにその旨を保証事業会社に通知するものとする。

(前払金の使用)

第37条 受注者は、第35条の規定により支払いを受けた前払金を本工事等に必要な経費以外の経費に充ててはならない。

- 2 受注者は、前項の規定に違反した場合又は保証契約が解約された場合は、既に支払われた前払金を、直ちに発注者に返還しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により前払金を返還する場合は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に財務省告示（政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める告示）で定められた率の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を利息として支払わなければならない。

（部分払）

第38条 受注者は、本工事の完成前に、出来形部分、仮設部分、製作及びすえ付けその他の工事に関し、完成した製作品で検査に合格して現場に持込みを終わったもの又は発注者の都合により現場持込みが困難と認められる製作品で、検査に合格して発注者の指定する場所へ持込みが終わったもの（以下「**出来形部分等**」という。）に相応する契約金額の10分の9に相当する額（当該出来形部分等が性質上可分である場合において発注者が相当と認めるときは、契約金額の相当額の10分の10に相当する額）の範囲内で契約金額の部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中5回を超えることはできない。

- 2 受注者は、前項の規定により部分払の請求をしようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分等の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書の定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による検査に合格したときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 受注者の請求することのできる部分払金の額は、次の式により算出して得た額を範囲内とする。この場合において、契約金額相当額は、発注者と受注者で協議して定めるものとする。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{契約金額相当額} \times (\text{部分払すべき率} - \text{前払金額} / \text{契約金額})$$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払を請求する場合においては、第1項及び第6項中「契約金額相当額」とあるのは、「契約代金相当額から既に部分払の対象となった契約金額相当額を控除した額」とするものとする。
- 8 出来形部分等（仮設物を除く。）で受注者の所有に属するものの所有権は、発注者が第5項後段の規定による支払いを完了した時点（発注者が法令等の規定に基づき支払いを完了した時点という。）において、発注者に帰属するものとする。
- 9 出来形部分等の所有権が発注者に帰属した場合においても、全工事が完了し、全部の引渡しをするまでは、受注者は、当該出来形部分等の管理について一切の責めを負うものとする。ただし、発注者が自ら管理する場合においては、この限りではない。
- 10 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における契約代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「**出来高超過額**」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

- 1 1 第1項の既済部分の代価（製作代価を含む。以下同じ。）は、第3条の規定において発注者の承諾を受けた内訳書により定め、その他の場合には発注者と受注者とが協議して定める。
- 1 2 第35条の規定により前払金が支払われている場合の部分払の額は、前二項の規定により算定した部分払の額から次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 契約金額相当額 $\times 9/10$

- －（前年度の会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の部分払金額）
 - －（契約金額相当額 $-$ 前年度までの出来高予定額）
- $\times$ 当該会計年度前払金額 $\div$ 当該会計年度における出来高予定額

- 1 3 第1項の規定による支払の対象となった既済部分又は製作品が受注者の所有に属するときは、その所有権は、支払により受注者から発注者に移転する。ただし、目的物全部の引渡しが完了するまでの保管は、受注者の責任とし、目的物全部の引渡しまでに生じた損害については、第28条、第29条及び第30条の規定を準用する。

（部分引渡し）

第39条 工事目的物について、発注者が要求水準書等において本工事の完成に先立って引渡しを受けべきことを指定した部分（以下「**指定部分**」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときは、第32条中「本工事等」とあるのは「指定部分に係る本工事等」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第33条中「契約代金」とあるのは「部分引渡しに係る契約代金相当額」と読み替えるものとする。

- 2 前項において準用する第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る契約金額相当額は、次の式により算定して得た額の範囲とする。この場合において、指定部分に相応する契約金額相当額は、第3条第1項の規定において発注者の承諾を受けた内訳書により定め、その他の場合には、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第1項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{指定部分に相応する契約金額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{契約金額})$$

（債務負担行為に係る契約の特則）

第40条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における契約金額の支払の限度額（以下「**支払限度額**」という。）及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、別紙1に規定するとおりとする。

- 2 発注者は、予算の都合上その他の必要があるときは、前項の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

（第三者による代理受領）

第41条 受注者は、発注者の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第39条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払をしなければならない。

- 3 発注者が、受注者の提出する支払請求書に代理人である旨の明記がなされている第三者に対し

事業契約上の支払を行った場合には、当該支払の根拠となる事業契約上の義務は消滅し、受注者はいかなる場合であっても（代理権が無効、取消、不存在であった場合を含む。）発注者に対し当該支払を請求することはできない。

（前払金等の不払に対する受注者の工事中止）

第42条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用する第33条の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めて催促しても応じないときは、本工事等の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、あらかじめその理由を明示して、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 第20条第3項の規定は、前項の規定により受注者が本工事等の施工を中止した場合について準用する。この場合において、同条第3項中「前二項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

（契約不適合責任）

第43条 発注者は、引き渡された実施設計図書又は工事目的物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「**契約不適合**」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 受注者が建設共同企業体を組成した場合において、当該建設共同企業体を解散した後においても、実施設計図書又は工事目的物が契約不適合であるときは、当該建設共同企業体の各構成員は、共同連帯して前各項に基づく責めに任ずるものとする。

（性能保証責任）

第43条の2 受注者は、工事目的物が第32条第4項又は第5項に規定する引渡しの時において要求水準書等、設計図書又は提案書に規定された性能を有することを要求水準書等の定めるところに従い保証する。

2 受注者は、要求水準書等に従い、次の各号に掲げる本施設の維持管理に係る各計画（以下総称して「**維持管理計画**」という。）の作成と、本施設の維持管理業務の履行を、運営事業者と連帯して保証するものとする。

- (1) 備品、什器、物品及び用役の調達計画（各年度、各月）
- (2) 点検・検査計画（運営・維持管理期間を通じたもの、各年度）
- (3) 補修計画（運営・維持管理期間を通じたもの、各年度）
- (4) 更新計画（運営・維持管理期間を通じたもの）

- (5) 改良保全に関する計画（受注者及び運営事業者の提案によるもの）
- 3 前条第4項の規定は、前二項の規定による性能保証に準用する。
- 4 受注者は、工事目的物が引き渡し後の運営・維持管理期間において要求水準書等、設計図書及び提案書に規定された性能を有することを保証し、運営・維持管理業務における性能未達の場合の原因究明及び補修義務の履行を、運営事業者と連帯して保証するものとする。
- 5 受注者が、運営・維持管理業務期間に補修等を行う場合の費用は、本事業の契約金額に含まれるものとし、その補修等が発注者の責めに帰すべき事由又は不可抗力により生じた場合以外、追加の支払いを発注者に請求することはできない。

（発注者の任意解除権）

第44条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第46条の規定によるほか、必要があるときは、本建設工事請負契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により本建設工事請負契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本建設工事請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本建設工事請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、着手時期を過ぎても本工事等に着手しないとき。
- (3) 本工事等を履行期間内に完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に本工事等を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (4) 第6条又は第17条の規定に違反したとき。
- (5) 第10条第1項第2号、第10条の2又は第10条の3に掲げる者を設置しなかったとき。
- (6) 正当な理由なく、第43条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、本建設工事請負契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本建設工事請負契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して契約代金債権等の権利につき譲渡その他の処分をしたとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を本工事等の履行以外に使用したとき。
- (3) 本建設工事請負契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者が本建設工事請負契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期

を経過したとき。

- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第 49 条又は第 50 条の規定によらないで本建設工事請負契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第47条 第45条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合その他不正行為による解除）

第47条の2 発注者は、本建設工事請負契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者が、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第48条 第 4 条第 1 項の規定により本建設工事請負契約による債務の履行を保証する公共工事履行

保証証券による保証が付された場合において、受注者が第45条各号または第46条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者等を選定し、本工事等を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者等（以下「**代替履行業者**」という。）から発注者に対して、本建設工事請負契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 契約代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る契約代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
- (2) 本工事等完成債務
- (3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
- (4) 解除権
- (5) その他本建設工事請負契約に係る一切の権利及び義務（第29条の規定により受注者が実施した本工事等に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項に規定する通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、本建設工事請負契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第49条 受注者は、発注者が本建設工事請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本建設工事請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本建設工事請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第50条 受注者は、本約款の別段の定めによるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、本建設工事請負契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による本工事等の実施の中止期間が履行期間の2分の1（履行期間の2分の1に相当する日数が30日を超えるときは、30日）を超えたとき。ただし、中止が本工事等の一部のみの場合はその一部を除いた他の部分の本工事等が完了した後、30日を経過しても、なお、その中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第51条 第49条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（不可抗力又は法令変更による解除）

第52条 発注者は、不可抗力又は法令変更により、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、本建設工事請負契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者による本事業の継続が不能又は著しく困難であると判断したとき。
- (2) 受注者が本事業を継続するために、発注者が過分の費用を負担するとき。

- (3) 法令変更が生じた日から14日以内に第30条の2第1項に規定する協議が整わないとき又は当該法令変更による発注者の損害、損失又は増加費用の負担が過大になると判断したとき。
- 2 前項に規定する解除により受注者に発生した損害又は費用の負担については、第30条第4項から第6項まで又は第30条の2第2項の規定に従うものとする。

(解除に伴う措置)

第53条 発注者は、本建設工事請負契約が解除された場合においては、本設計の既に完了した部分（以下「**既履行部分**」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときの既履行部分及び本工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分及び出来形部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項に規定する場合において、第35条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該支払い済みの前払金額及び中間前払金額（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金額を差し引いた額）を同項前段の既履行部分及び出来形部分に相応する契約金額と差引清算し、なお残額のある場合において、第54条の規定により受注者が賠償金を支払わなければならないときは当該賠償金額を、当該残額と差引清算するものとする。この場合において、当該支払済みの前払金額及び中間前払金額になお残額のあるときは、受注者は、解除が第45条、第46条又は第54条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金額又は中間前払金額の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、財務省告示（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示）で定められた率の割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする）で計算した額の利息を付した額を、解除が第44条、49条、第50条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、本建設工事請負契約が本工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、本建設工事請負契約が本工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、本建設工事請負契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人等の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去又は工事用地等を修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 8 第4項前段及び第5項前段の規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、本建設工事請負契約の解除が第45条、第46条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第44条、第49条又は第50条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 本工事の完成後に本建設工事請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については、要求水準書等に別段の取り決めがある場合を除き、発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(相殺)

第53条の2 発注者は、受注者に対して金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約保証金返還請求権、契約金額請求権その他の債権と相殺することができる。

(本工事等の完成前における建設共同企業体の解散に対する措置)

第53条の3 受注者が建設共同企業体であり、本工事等の完了前に解散したときは、受注者の各構成員は連帯して本工事等を完成させる義務その他の本建設工事請負契約に基づく義務及び責任を負うものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に本工事等を完成することができないとき。
 - (2) 実施設計図書又は工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第45条又は第46条の規定により、工事目的物の完成後に本建設工事請負契約が解除されたとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第45条又は第46条の規定により工事目的物の完成前に本建設工事請負契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者が本建設工事請負契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本建設工事請負契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、契約代金額から出来形部分に相応する契約代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5%の割合で計算した額を請求するものとする。

- 6 第2項の場合（第46条第9号及び第11号の規定により、本建設工事請負契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が契約代金額の10分の1に相当する額に不足するときは、受注者は、当該不足額を発注者の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が契約代金額の10分の1に相当する額を超過するときは、発注者は、当該超過額を返還しなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本建設工事請負契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第49条又は第50条の規定により本建設工事請負契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、財務省告示（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示）で定められた率の割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする）で、発注者に対して遅延利息の支払いを請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第56条 発注者は、引き渡された実施設計図書又は工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から要求水準書等で定める期間内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、要求水準書等及び提案書に別段の定めがある場合を除き、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、要求水準書等及び提案書に別段の定めがある場合を除き、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。ただし、要求水準書等及び提案書に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が設計の不適合、受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、実施設計図書及び工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する

請求等をする事はできない。ただし、受注者がその不適合があることを知っていたとき、又は要求水準書等及び提案書に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が、要求水準書等の記載内容、支給材料の性質又は発注者若しくは工事監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をする事ができない。ただし、受注者がその要求水準書等の記載内容、材料又は指図の不適合であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第57条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。第3項において同じ。）等又は要求水準書等に定めるところにより火災保険、建設工事保険、第三者賠償責任保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。）を付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん及び調停)

第58条 本約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他本建設工事請負契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による北海道建設工事紛争審査会（以下「**審査会**」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者又は照査技術者の本建設工事請負契約の履行に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から委託され又は請負った者の業務の実施に関する紛争、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人等、労働者等の本工事等の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後、若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項に規定するあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第59条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条に規定する審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第60条 本約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(秘密保持)

第61条 発注者及び受注者は、本事業に関連して受領した情報（以下「**秘密情報**」という。）を秘密として保持するとともに、秘密情報を責任をもって管理し、本事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならず、基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三

者に開示してはならない。

2 次に掲げる情報は、前項に規定する秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めに帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (5) 発注者及び受注者が本建設工事請負契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係機関等による犯罪捜査等へ支障を来す場合は、事前の通知を行うことを要しない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合

4 発注者は、前各項の規定にかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

(個人情報の保護)

第62条 受注者は、本建設工事請負契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。その後の改正を含む。）の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から受注者が作成又は取得した個人情報（以下「**個人情報**」という。）の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 実施設計図書及び工事目的物以外の目的に個人情報を利用してはならない。
- (3) 個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
- (4) 発注者の指示又は承諾のあるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- (5) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。
- (6) 本工事等が完了した時は直ちに、個人情報が記録された文書等を発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。
- (7) 本工事等に従事する者に対し、本工事等に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に対して必要な事項を周知しなければならない。
- (8) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、発注者に報告しなければならない。
- (9) 本項に違反する事態が生じたとき若しくは生じるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取り扱いに関し、苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
- (10) 受注者の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩又は破損する等、発注者又は第三者に

損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

(法令等の遵守)

第63条 受注者は、本約款の他建設業法、その他の関係法令を遵守するものとする。

(補則)

第64条 本約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

[以下、余白]

別紙 1 支払限度額（第40条関係）

年度	支払限度額（円）	出来高予定額（円）
令和 2 年（2020年）度		
令和 3 年（2021年）度		
令和 4 年（2022年）度		
令和 5 年（2023年）度		
令和 6 年（2024年）度	残額	